

公安委員会に対する「申出制度」について

「申出制度」とは？

銃砲や刀剣類を所持する人が、言動等から所持している銃砲刀剣類を使用し人に危害を加えたり、自殺するおそれがあると思われるときに

同居している方

近所にお住まいの方

同じ職場の方

がその内容を公安委員会に申し出ることができる制度です。

(・ ・ にあてはまらない方でもお気軽にご相談下さい。)

どこに申し出ればいいのですか？

警察本部または、もよりの警察署・交番・駐在所で受け付けています。

申出の方法はどのようにすればいいのですか？

口頭、文書、Eメール、FAXなど特に定めておりませんが、次の事項を申し出て下さい。

あなたの住所、氏名、連絡先または勤務先

申出の対象となる銃砲刀剣類所持者（住所、氏名等）

あなたと申出の対象となる銃砲刀剣類所持者との関係

申し出ることとなった理由

(たとえば)

- ・ 銃を持つ夫が酒に酔って暴れる。
 - ・ 隣に住んでいる銃を持っている人の家で夫婦喧嘩が絶えない。
 - ・ 職場で銃を持っている同僚がここ最近意味不明な言動が目立っている。
- など。

**銃砲刀剣類を使用した事件・事故をなくすためにも
「あの人大丈夫？」と不安に感じたらご相談下さい。**

(お問い合わせ)

和歌山県警察本部 (生活安全企画課 銃砲等許可係)

TEL 073-423-0110 (内線3056)